

海南市における振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等

(規制地域)

第1条 振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項に規定する特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域は、別表の指定地域欄に掲げる地域とする。

(特定工場等における規制基準)

第2条 振動規制法第4条第1項に規定する特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準は、次のとおりとする。

区域の区分\時間の区分	昼間	夜間
	午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで
第一種区域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

1 第一種区域及び第二種区域とは、別表の区域の区分欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の指定地域欄に掲げる区域とする。

2 第一種区域(夜間を除く。)又は第二種区域において、次の施設の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

3 振動の測定場所は、原則として特定工場等の敷地の境界線上とする。

4 その属する区域の区分が変更された際現に設置されている特定工場等(設置の工事が開始されているものを含む。)であつて、変更後の区域の区分に係る規制基準の値が変更前の区域の区分に係る規制基準の値未満となるものについては、この表の規定にかかわらず、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなして規制基準を適用する。

(特定建設作業に伴う振動の規制に関する区域)

第3条 振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号。次条において「省令」という。)別表第1の付表第1号に規定する市長が指定する区域は、次のとおりとする。

- (1) 別表第一種区域の項に掲げる区域
- (2) 別表第二種区域の項に掲げる区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域

ア 学校教育法第1条に規定する学校

イ 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所

ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館

オ 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

(道路交通振動の限度に関する区域及び時間)

第4条 省令別表第2の備考1に規定する市長が定める区域は、次のとおりとする。

(1) 第一種区域 別表第一種区域の項に掲げる区域

(2) 第二種区域 別表第二種区域の項に掲げる区域

2 省令別表第2の備考2に規定する市長が定める時間は、次のとおりとする。

(1) 昼間 午前8時から午後8時まで

(2) 夜間 午後8時から翌日の午前8時まで

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表

区域の区分	指定地域
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

備考

1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた地域をいう。

2 用途地域の定めのない地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域をいう。